

[事案 2024-275] 新契約無効等請求

・令和7年9月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年3月に契約した生存給付保険について、令和5年6月に失効し、令和7年1月に解約したが、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と受領した金額との差額を返してほしい。また、生存給付金を支払ってほしい。

- (1)募集時に、本契約が掛け捨ての保険である旨を説明されず、掛け捨ての保険ではないと思っ
て契約したものであるから、既払込保険料を返してほしい。
- (2)本契約は、契約から10年ごとに生存給付金が支払われるものであるから、生存給付金を支
払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、募集時に申立人に対して、パンフレット、提案書、重要事項のお知らせを用い
て、それぞれの記載内容にもとづいて本契約の内容を説明している。
- (2)パンフレット、提案書、重要事項のお知らせ等には、保険料全額が保険期間終了後にその
まま返還されるものではない旨が明確に記載されている。
- (3)申立人が生存給付金を請求する根拠は不明であるが、本契約はすでに解約されており、当
社が生存給付金を支払う理由はない。なお、生存給付金は契約日から10年ごとの応当日
に、積立金の全部または一部を受け取ることができるものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握する
ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情
も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。